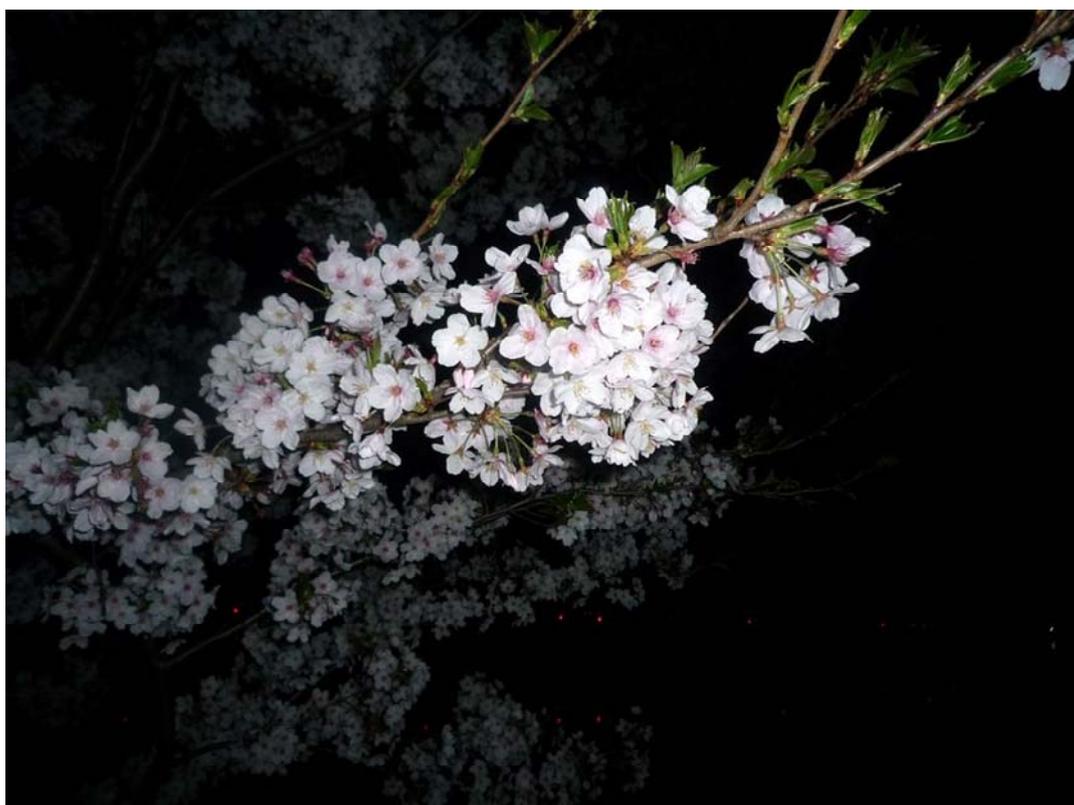


# 事務所通信

2012年4月号 No.82



(夜桜)

## CONTENTS

- |                     |    |                |    |
|---------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント<br>…社員を愛する | P1 | ● 育児・介護休業法改正   | P4 |
| ● 退職金の税務            | P2 | ● 税務Q&A        | P5 |
| ● 雇用保険料率改定          | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学  | P6 |
|                     |    | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



**加藤輝守税理士事務所**

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

## 社員を愛する

永野重雄さんはちょっと前まで日本商工会議所の会頭をしておられましたが、以前は第一次世界大戦の終戦とともに倒産した富士製鋼に入社しました。その後すぐ、川崎にある工場に行くとなんか草どころか工場はトノサマ蛙のすみかとなっていました。

彼の入社1日目は蛙をそこから追い出すことから始まったそうです。当時、永野氏はまだ25歳。もし失敗すれば世間は経験のない若造に任せた社長を非難したでしょう。そう思うとなんとしてもこの工場を再建させてやろうという気持ちになり、工場の目の前に下宿して朝から晩まで工場で働きました。

そういった永野氏の姿を見せられた社員たちは、社を再建しようと一緒になって働いてくれます。そして従業員にも自然と親しみを覚え、気がついた時には300人の名前はもちろん家族構成まで全部覚えてしまったそうです。会社再建で一番大切なことは社員を愛することそう信じて、永野氏は会社再建に成功させました。

「よい人材が採用できない」とか、「よい人材に育てられない」と、よく経営者から耳にします。しかし、そのような経営者に限って「どのような人材が欲しいのか?」「どのような人材に育ててほしいのか?」が明確でないのです。

人手が不足しているから人を採用するのですか? その考え方は人手が余ったら解雇する、という考え方につながります。

一九二九年、世界大恐慌が吹き荒れているとき、日本も例外ではありませんでした。松下電器産業の工場長が解雇リストを渡したとき、松下幸之助氏は「みんな家族やないか!一人も辞めさせへん」と言われました。それを聞いた当時の社員は涙を流して感動し、それから松下電器は飛躍的に伸びていきました。そこには、幸之助氏の、社員への温かい愛がありました。愛するということは、見返りを期待するものではありません。あなたの愛を与え続けることです。

あなたがあなたの妻を愛さないで、誰があなたの世話をしてくれるのですか?

あなたがあなたの子供たちを愛さないで、誰が子供たちを守ってくれるのですか?

あなたがあなたの会社の社員を愛さないで、誰が会社のために働いてくれるのですか?

**心から、あなたの会社の社員を愛してあげてください。**

あなたとあなたの会社の社員の心が一つになったときにこそ、強い組織が出来上がるのです。



# 退職金の税務

4月より新年度がスタートし新たな生活環境で再出発されている方も多いかと思えます。今回は、定年を迎える方も多くなっているかと思われますので退職金を支払った際の税務上の取扱及び源泉徴収事務について説明させていただきます。

## ○ 退職所得となるもの

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与をいいます。また、下記の一時金（給付金）も退職を起因とし一時的に払われるものも退職所得としてみなされます。

例えば

- ・特定退職金共済団体が行う退職金共済制度に基づいてその被共済者の退職により支給される一時金
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構が中小企業退職金共済法の規定により支給する退職金
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が小規模企業共済契約に基づいて支給する一定の共済金
- ・確定拠出年金法に規定する企業型年金規約又は個人型年金規約に基づいて老齢給付金として支給される一時金

など

## ○ 引き続き勤務する人に支払われる給与で退職手当とされるもの

- ① 使用人から役員になった人に対し、使用人であった勤続期間に対する退職手当として支払われるもの
- ② 役員の分掌変更等により、例えば常勤役員から非常勤役員になったり、分掌変更等の後の報酬がおおむね50%以上減少するなど、職務の内容や地位が激変した役員に対して、分掌変更等の前の役員であった勤続期間に対する退職手当として支払われるもの
- ③ 定年に達した後引き続き勤務する使用人に対して、定年に達する前の勤続期間に対する退職手当として支払われるもの

## ○ 退職金に対する源泉徴収

役員又は使用人に退職金を支払うときには、所得税を源泉徴収して、原則として、翌月の10日までに納めなければなりません。また、源泉徴収に関しては退職した人から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けている場合と受けていない場合とでは異なります。退職者の方から必ず申告書を頂くよう留意してください。

<退職所得の受給に関する申告書の提出有りの場合>

$$(\text{退職金支給額} - \text{退職所得控除} \times) \times 1/2 \times \text{所得税率} = \text{源泉所得税納付額}$$

退職所得控除の計算

勤続年数 20年以下の場合 勤続年数×40万円

勤続年数 20年越の場合 800万円+(勤続年数-20)×70万円

<退職所得の受給に関する申告書の提出無しの場合>

$$\text{退職金支給額} \times 20\% = \text{源泉所得税納付額}$$



< 倉 又 >

# 雇用保険料率改定

平成24年4月1日から、雇用保険料率が改定されます。

給与計算の際にお間違えのないようご注意ください。

## <平成24年度 雇用保険料率表>

負担者 事業の 種類	① 労働者負担	② 事業主負担	① + ② 雇用保険料率
一般の事業  (旧料率)	<b>5 / 1000</b>  (6 / 1000)	<b>8.5 / 1000</b>  (9.5 / 1000)	<b>13.5 / 1000</b>  (15.5 / 1000)
農林水産 清酒製造の事業  (旧料率)	<b>6 / 1000</b>  (7 / 1000)	<b>9.5 / 1000</b>  (10.5 / 1000)	<b>15.5 / 1000</b>  (17.5 / 1000)
建設の事業  (旧料率)	<b>6 / 1000</b>  (7 / 1000)	<b>10.5 / 1000</b>  (11.5 / 1000)	<b>16.5 / 1000</b>  (18.5 / 1000)



### 雇用保険料の免除

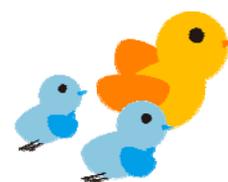
雇用保険には免除制度があります。

免除の対象者は、64歳以上の被保険者です。

この免除制度は、事業主、労働者共に保険料が免除となります。

雇用保険は、4/1～3/31の「年度」で区切られていますので、4月1日現在に労働者が64歳であれば、その年度(4月1日)以降、保険料が免除となります。

誕生日の翌月から免除になるわけではありませんので、ご注意ください!!



< 池 原 >

平成24年7月1日から改正育児・介護休業法が全面施行されます。

男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員数が100人以下の事業主にも適用になります。



- ① 短時間勤務制度
- ② 所定外労働の制限
- ③ 介護休暇

## ① 短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）

- 事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。
- 短時間勤務制度は、就業規則に規定される等、制度化された状態になっていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。
- 短時間勤務制度は、1日の労働時間を原則として6時間（5時間45分から6時間まで）とする措置を含むものとしなければなりません。

## ② 所定外労働の制限

- 3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

## ③ 介護休暇

- 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出るにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。
- 介護休暇は、労働基準法で定める年次有給休暇とは別に与える必要があります。
- 「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。
- 「対象家族」とは、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、従業員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。）、配偶者の父母です。
- 「その他の世話」とは、ア)対象家族の介護、イ)対象家族の通院等の付き添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族に必要な世話をいいます。

参考：厚生労働省HP

< 堀 田 >

## 所得税の取扱

### Question

給与所得者であるAさんが、自宅に太陽光発電設備を設置し、いわゆる太陽光発電による余剰電力買取制度に基づきその余剰電力を電力会社に売却している場合、余剰電力の売却収入に係る所得区分及び太陽光発電設備に係る減価償却費の計算方法についてどのように取り扱われますか。

### Answer

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、太陽光発電による電気が太陽光発電設備が設置された施設等において消費された電気を上回る量の発電をした際、その上回る部分が当該施設等に接続されている配電線に逆流し、これを一般電気事業者である電力会社が一定期間買い取るものとされています（余剰電力買取制度）。

余剰電力の売却収入については、それを事業として行っている場合や、他に事業所得がありその付随業務として行っているような場合には事業所得に該当すると考えられますが給与所得者が太陽光発電設備を家事用資産として使用し、その余剰電力を売却しているような場合には、雑所得に該当します。なお、減価償却費の計算上、太陽光発電設備は、太陽電池モジュール、パワーコンディショナーなどが一体となって発電・送電等を行う自家発電設備であることから、一般に「機械装置」に分類されると考えられますので、その耐用年数は、耐用年数省令別表第二の「55前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」の「その他の設備」の「主として金属製のもの」に該当し、17年となります。また、必要経費に算入する減価償却費の額は、発電量のうちに売却した電力量の占める割合を業務用割合として計算した金額となります。



### Question

還付加算金の期間計算に誤りがあり、還付加算金の額に不足が生じていることが判明したため不足分の還付加算金を受領することとなりました。当初の還付加算金は受領済みですが、今後支払を受ける追加分の還付加算金は、いつの年分の所得となりますか。

### Answer

国税通則法第58条第1項《還付加算金》の規定により支払を受ける還付加算金は、所得税法上雑所得として取り扱われています。また、還付加算金の収入すべき時期は、その支払を受けた日として取り扱われています。

還付加算金の不足分については、改めて支払決定が行われることから、当初の還付加算金の支払を受けた日（年分）にかかわらず、不足分に係る支払を受けた日の属する年分の雑所得の総収入金額に算入されることとなります。



国税庁HP質疑応答事例より抜粋

< 小林 >

## 研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
4月23日（月） 午後6時30分～	テルモ経営研究会 経営計画書 個別方針の解説	加藤輝守税理士事務所 2Fセミナールーム	税理士 加藤輝守	1,000円

お客様をご紹介ください！！  
ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

### 会社の広告お手伝いします！！

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

### ～ おもしろ雑学 ～

#### まな板

料理用の板をなぜマナイタと呼ぶのか、古くは魚のことを「まな」といいそれを料理する板なので「マナイタ」と呼ぶ。漢字では、もともと「真魚板」と書いた。

教育モチベーションカレンダー おもしろ雑学より（担当：池亀）





# 休日カレンダー



4月（卯月） April

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28 池原 村井
29 昭和の日	30 振替休日					

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。  
（名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。）

## 4月の税務

- 4月10日 平成24年3月分源泉所得税・住民税の納付
- 4月16日 給与支払報告に係る給与所得者移動届
- 5月 1日 平成24年2月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付  
平成24年8月決算法人 法人税等・消費税中間申告・納付  
平成24年11月、5月決算法人の消費税の中間申告・納付



### あとがき

やっと寒い冬も終わり、桜の季節になりました。

事務所にも新しい社員が入社して、何となくさわやかな風が吹いています。新人の姿を見て、自分の入社時を思い出しました。勤務年数が何年も経つと、気持ちが少し緩くなってしまっているなあと感じました。

初心にかえり、ほどよい緊張感をもって、新たに仕事に取り組んでいこうと思いました。

< 小 杉 >